

第 1 回安曇野市消防委員会

1	審議会名	安曇野市消防委員会
2	日 時	令和 3 年 6 月 1 日 午後 6 時 30 分から午後 7 時 33 分まで
3	会 場	本庁舎 4 階 大会議室
4	出席者	小出委員長、寺畑職務代理、井口委員、小林委員、伊藤委員、 白井一史委員、白井宏委員、平倉委員、塚田委員、小松委員、 柳澤委員（消防署長）、二木弘委員（団長）、 危機管理課 消防防災係 課長補佐 竹内 担当 丸山、赤澤、有坂
5	公開・非公開の別	公開
6	傍聴人	0 人 記者 0 人
7	会議概要作成年月日	令和 3 年 6 月 4 日
協 議 事 項 等		
【会議の概要】		
1	開会	
2	委員長あいさつ	
3	会議事項	(1) 消防団員確保対策について (2) 機能別消防団員について (3) 退職報償金支給要件の見直しについて (4) その他
4	閉会	
【会議事項】		
(1) 消防団員確保対策について		
事務局：	令和 2 年度の団員確保対策の協議を基にまとめた資料の説明	
委員 6：	加入促進対策の「丁寧で地道な入団依頼」の中で、区長と連携協力して加入促進を進めるとあるが、最近では区長が消防団の活動内容を知らない場合がある。今まで区長への説明会など行った経過はあるか。	
事務局：	各地区で行われる区長会で説明した経過はない。	
委員 6：	地域と連携しながら加入促進を進めるのであれば、地元の区長にも消防団の活動内容をしっかりと説明する機会を設けた方がよいと思う。地域を代表する区長への説明というのは、今後協力連携していくうえで団員確保に資する取組として重要だと思うため、取組の内容に追加をお願いしたい。	
事務局：	そのようにしたい。	
	(その他、特に意見なし)	
委員長：	団員確保については、全国的な問題であり明確な対策や答えというものがない状態である。そのような中での新しい取組提案として市へ建議していきたいがよいか。	
	(承認)	
(2) 機能別消防団員について		
事務局：	資料を基に説明	
委員長：	機能別消防団員については以前も協議した経過があるが、その会議では本部隊の充実を図るという協議結果になった。今回は前回会議から時間も経過しているため継続検討事項として審議をお願いしたい。 まず、最初に現在の安曇野市消防団の現状や機能別消防団員の導入についての意見をお聞きし、その後に委員の皆さんの意見をお聞きしたい。	

委員（団長）： 会議の資料のとおり、前回の会議時に安曇野市消防団としては、機能別消防団員については時期尚早であると回答をした。そこから1年半が経過し、明科地域は資料にもあるとおり、団員の減少が顕著になっている。平日昼間の出勤時には会社勤めの方が多く、どうしても人数が集まらず出勤が遅れる等の現状もあることから、明科地域では機能別消防団員の導入について検討する必要があるかもしれない。

しかし、平日昼間の出勤については初動対応を含め、一番動きやすいのは市職員で構成されている本部隊であり、せっかく本部隊という隊があるので機能別消防団員ではなく本部隊の充実を図り、明科地域での平日昼間の火災の初期対応を行ってもらえばよいと思う。本部隊も結成して8年目になり、実際に市内で火災が発生した場合には出勤し、今は交通誘導や後方支援などを行っている。しかし、本部隊も今後は水出し訓練を行い、明科地域限定ではあるが、平日昼間の火災の初期消火活動について検討を行ってもらっているため、機能別消防団員の導入は見送る形でよいと思う。今後も今回のような課題が生じた場合には、その都度、機能別消防団員について検討していけばよいと思う。

委員2： 基本的に現役団員の意見、頑張りを評価することが大事である。これから機能別消防団員を導入しOBの方が入ることにより、現役団員の士気が低下することを考慮すると先ほどの団長の意見でよいと思う。機能別消防団員については、団員の全体数を見ながらその都度協議を進めていけばよい。

ただ、機能別消防団員を導入した際に若い方が手を挙げた場合は、基本的には機能別ではなく、地元の基本団員として入団を促していくほうがよいと思う。

また、明科地域の平日昼間の出勤については、本部隊に頑張ってもらおう方向でよいと思うが、水出しなどの訓練指導をする人材として、消防団OBを機能別として導入するのもよいのではないかなと思う。

委員長： 近隣では機能別消防団員を導入している市もあるが、そのようなところは消防署が遠方にあり、部署するまでに時間を要するため導入している場合が多い。現在は明科地域に消防署があり部署が早いため、消防署がなかった昔に比べ地元で初期消火活動を行うことがほとんどない。

以上を踏まえて、前回同様に時期尚早として機能別消防団員の導入については見送り、本部隊の配置という形でよいか。

（承認）

（3）退職報償金支給要件の見直しについて

事務局： 資料を基に説明

委員6： 令和2年2月の答申時からの変更点として、勤務年数1年ごとに支給から25年以上30年未満の期間だけ従来どおり5年間とするとのことだが、団員確保の観点から今後できるだけ長い期間団員として活躍してもらうことになれば、必然的に年齢層も上がるため対象が増える可能性もあるが、増えてきた場合に簡単に変更はできるものなのか。若しくは今後変更はもうないのか。

事務局： 対象者が少ないことから25年以上30年未満の期間は5年間と考えていた。条例改正については、改正後すぐに変更することは難しいため、委員の発言のとおり消防団員の高齢化を考慮し、1年毎に変更がよいなどの意見を消防委員会の意見としていただければ、条例改正時の支給要件についてもそのように検討していきたい。

委員6： 先ほど申し上げたとおり、団員確保の観点で見ても今後団員の減少が続けば、現役団員が長く在籍することが予想されるため、5年目以降は1年毎の支給でよいと思うがいかがか。

委員長： 5年目以降は1年毎支給するとの意見がでた。まとめると、退職報償金について変更する部分は、団長・副団長が2年以上5年未満の期間勤務して退職した場合も対象にすることと、勤務年数5年目以降の支給については1年毎にするとのことによいか。

（承認）

(4) その他

事務局： 資料を基に今後のスケジュール、審議事項等を説明

委員長： 今後のスケジュールや審議事項等を説明いただいた。
次回、第2回の審議事項について皆さんから意見をお聞きしたいと思う。
日程は8月10日（火）、18時30分からとする。